

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集の結果について

令和 5 年 10 月 23 日
厚生労働省職業安定局
需給調整事業課

標記について、令和 5 年 8 月 10 日から令和 5 年 9 月 8 日まで電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて御意見を募集したところ、本件に関する御意見を 3 件いただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方は次のとおりです。

今回御意見をお寄せいただきました方のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	「就職者総数及び無期雇用就職者総数並びに無期雇用離職者総数等」とあるが「等」の範囲を明らかにして意見募集を行うべきである。	「等」の範囲は職業安定法施行規則第 24 条の 8 第 3 項及び第 4 項で定めている内容です。具体的には「就職者総数及び無期雇用就職者総数並びに無期雇用離職者総数等」には就職者総数、無期雇用就職者総数、無期雇用離職者総数及び無期雇用就職者のうち離職したかどうか不明な者の総数が含まれております。
2	とても有用な改正で、賛成です。実施上の課題点を把握いただき、自ら「労働者を募集」する事業者にも早期に展開施行いただきたい。	本省令案にご賛同くださるご意見だと考えます。
3	・データ掲載期間の延長自体は異存ないが、既に過去入力しているものでもあるので、職業紹介事業者に対して遡及して過去のデータ	・本省令改正にともない職業紹介事業者に対して過去のデータの再入力を求めることはございません。

の再入力を求めることは避けていただきたい。 ・短期の離職理由には、必ずしも職業紹介事業者の責任とは言えない部分もあり、掲載された就職者総数と離職者総数の表記のみでは、当該求人者における正確な定着率（離職率）はでないと考えするため、数字が独り歩きしないように留意していただきたい。 ・ただし、人材サービス総合サイトの閲覧状況によりますが、求人者への情報開示として効果があるとは感じられないのではないかと感じる。	・後段の2つのご意見につきましては、本省令案にご賛同いただいたうえでのご意見だと考えます。
--	---